

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る利用概要等の公表について

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第11条第3項の規定により、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）について公表いたします。

閲覧年月日	国又は地方公共団体の名称	閲覧に係る住民の範囲	請求事由の概要
令和4年6月1日	横浜市緑区役所	寺山町	防災啓発活動の対象者選定のため
令和4年7月27日	横浜市緑区保健福祉センター	北八朔町	国民健康・栄養調査の対象者選定のため
令和4年9月6日	横浜市緑区役所	寺山町	防災啓発活動の対象者選定のため
令和4年12月13日	横浜市緑区役所	寺山町	防災啓発活動の対象者選定のため
令和5年3月2日	横浜市緑区役所	寺山町	防災啓発活動の対象者選定のため